

条 例 議 案 の 概 要

—令和4年9月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 105 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 105 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正に伴い長期優良住宅維持保全計画の認定の申請及び変更の認定の申請に係る手数料の額を定めるとともに、住宅性能評価書の提出があった場合における住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料等の額を定めようとするものである。

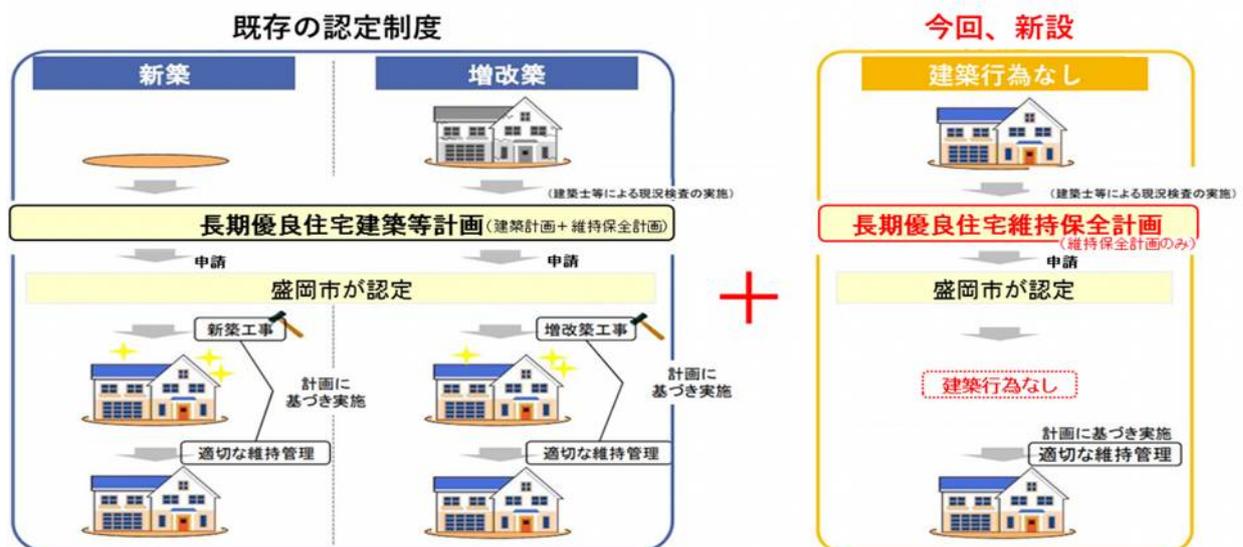
2 改正の内容

法改正（令和4年10月1日施行）に伴い、「建築行為を伴わない長期優良住宅」等の認定申請手数料及び変更認定申請手数料を別添資料下線部分のとおり定めようとするものである。

新設する手数料の額について、建築行為がない場合の「長期優良住宅維持保全計画」の認定業務は、審査内容が既存の増改築に係る「長期優良住宅建築等計画」の認定業務と同様となるため、認定申請手数料については、増改築認定の場合の申請手数料と同額とする。

また、増改築等の認定申請に「住宅性能評価書」を併せて提出された場合の認定業務は、「確認書」が提出された場合の認定業務と同様となるため、認定申請手数料については、「確認書」を提出した場合の申請手数料と同額とする。

なお、認定申請手数料については「盛岡市手数料条例」別表65の11に追加するほか、変更認定申請手数料については同様に、別表65の12に追加するものとする。



3 施行期日

令和4年10月1日

(資料)

別表65の11 「長期優良住宅建築等計画」 (新築、増築、改築の場合) 又は「長期優良住宅維持保全計画」 (建築行為なしの場合) 認定申請手数料

事務	区分	提出図書の種別			住宅性能 評価書	
		右記以外	確認書	住宅性能 評価書		
65の11 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第5 条第1項から第 7項までの規定 に基づく長期優 良住宅建築等計 画(新築、増築、 改築の場合)又 は長期優良住宅 維持保全計画 (建築行為なし の場合)の認定 申請に対する審 査	ア 一戸建ての住宅(新築)	-	48,000円	7,000円	7,000円	
	イ 一戸建ての住宅(増築、改築、 <u>建築行為なし</u>)	-	72,000円	10,000円	<u>10,000円</u>	
	ウ 共同住宅等(新築)	(ア) 500㎡以内のもの		112,000円	13,000円	13,000円
		(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの		179,000円	23,000円	23,000円
		(ウ) 1,000㎡を越え2,500㎡以内のもの		352,000円	33,000円	33,000円
		(エ) 2,500㎡を越え5,000㎡以内のもの		630,000円	61,000円	61,000円
		(オ) 5,000㎡を越え10,000㎡以内のもの		1,081,000円	104,000円	104,000円
		(カ) 10,000㎡を越え20,000㎡以内のもの		2,000,000円	171,000円	171,000円
		(キ) 20,000㎡を越え30,000㎡以内のもの		2,856,000円	210,000円	210,000円
	エ 共同住宅等(増築、改築、 <u>建築行為なし</u>)	(ク) 30,000㎡を越えるもの		3,499,000円	224,000円	224,000円
		(ア) 500㎡以内のもの		168,000円	19,000円	<u>19,000円</u>
		(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの		268,000円	34,000円	<u>34,000円</u>
		(ウ) 1,000㎡を越え2,500㎡以内のもの		528,000円	49,000円	<u>49,000円</u>
		(エ) 2,500㎡を越え5,000㎡以内のもの		945,000円	91,000円	<u>91,000円</u>
		(オ) 5,000㎡を越え10,000㎡以内のもの		1,623,000円	155,000円	<u>155,000円</u>
(カ) 10,000㎡を越え20,000㎡以内のもの			3,001,000円	256,000円	<u>256,000円</u>	
(キ) 20,000㎡を越え30,000㎡以内のもの			4,287,000円	315,000円	<u>315,000円</u>	
(ク) 30,000㎡を越えるもの		5,252,000円	335,000円	<u>335,000円</u>		
(2) 略	略	略	略	略	略	

※下線部分が改正箇所

別表65の12・・・変更認定申請手数料⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和4年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかにも郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和4年条例第 号）</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から65の10まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</td> <td>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</td> <td>認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 から65の10まで 略			65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円）	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかにも郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から65の10まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</td> <td>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</td> <td>認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同条第5項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 から65の10まで 略			65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同条第5項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円）
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1 から65の10まで 略																			
65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円）																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1 から65の10まで 略																			
65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同条第5項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円）																	

改正後		改正前	
	<p>イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画 7万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万3,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、3万3,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6万1,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>		<p>イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画 7万2,000円（確認書の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万3,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、3万3,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6万1,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>

改正後		改正前	
	<p>の 108万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、10万4,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、17万1,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万6,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、21万円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、22万4,000円)</p> <p>エ 共同住宅等の増築 若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、1万9,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万8,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、3万4,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの</p>		<p>の 108万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、10万4,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、17万1,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万6,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、21万円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、22万4,000円)</p> <p>エ 共同住宅等の増築 又は 改築に係る計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円 (確認書の提出がある場合にあつては、1万9,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万8,000円 (確認書の提出がある場合にあつては、3万4,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの</p>

改正後		改正前	
	<p>の 52万8,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、4万9,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万5,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、9万1,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万3,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、15万5,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、25万6,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万7,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、31万5,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 525万2,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、33万5,000円)</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p>		<p>の 52万8,000円 (確認書)の提出がある場合にあっては、4万9,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万5,000円 (確認書)の提出がある場合にあっては、9万1,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万3,000円 (確認書)の提出がある場合にあっては、15万5,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万1,000円 (確認書)の提出がある場合にあっては、25万6,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万7,000円 (確認書)の提出がある場合にあっては、31万5,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 525万2,000円 (確認書)の提出がある場合にあっては、33万5,000円)</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p>

改正後			改正前		
		イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の12の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の12の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額			イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の12の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の12の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額
65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） （1）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号アに定める額 イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の変更 65の11の項の右欄第1号イに定める額 ウ 共同住宅等の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号ウ（ア）から（ク）までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号ウ（ア）から（ク）までに定める額 エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅	65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） （1）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の新築に係る計画の変更 65の11の項の右欄第1号アに定める額 イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画の変更 65の11の項の右欄第1号イに定める額 ウ 共同住宅等の新築に係る計画の変更 65の11の項の右欄第1号ウ（ア）から（ク）までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号ウ（ア）から（ク）までに定める額 エ 共同住宅等の増築又は改築に係る計画

改正後			改正前		
		<p>維持保全計画の変更</p> <p>65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>			<p>の変更</p> <p>65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>
65の13から74まで略			65の13から74まで略		